

新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針（案）

はじめに

少子・高齢化社会と言われて久しく、昨年、発表された合計特殊出生率は、1.29と前年と同率、過去最低を記録した。加えて、ライフスタイルの多様化や経済の低成長など社会経済情勢は大きく変化してきている。

このような時代の流れの中で、明日の社会基盤を支える子どもたちの健やかな育成と女性の社会進出・就労支援のため、増加・多様化する保育需要への対応と子育て支援対策の充実が求められている。このような状況のもと、保育所の担うべき役割はますます重要となってきた。

一方で、自治体業務の民間委託(移管)や公共サービスへの民間参入については、以前から議論され、取り組みが進められてきた。新居浜市行政改革大綱では、長期展望に立脚した財政の健全化のため、福祉施設の民間委託または移管を推進すると方向付けている。さらに、集中改革プランでは、一層の市民サービス水準の向上と業務の効率化を目指し、「公の施設」の民間委託など民間活力の導入をさらに進めるとしている。

これら、多様化かつ増加する保育需要に応えるとともに、効果効率的な行財政運営システムを確立することは、地方自治体に課せられた責務であり、喫緊の課題である。

保育所民営化の基本的な考え方

本市では、新居浜市立保育所民営化検討協議会等において、公立保育所の民営化について検討を重ねてきたところである。これらの報告を受け検討をした結果、以下の考え方により市立保育所の民営化を進める。

市立保育所と私立保育所は、同じ法制度に基づく理念、方針により保育が行われており、対等な存在である。

しかしながら、今後において私立保育所は、特別保育事業の実施における延長保育や一時保育などの拡充とともに、夜間保育、休日保育などより柔軟で新たな保育事業への取り組みが期待されている。また、市立保育所は、継続的安定的に児童を確保できず経営に不安定要因が残る保育所を担当することや、豊富な人材を有効活用した、より高度な専門性や経験を生かした活動が求められている。このような公私立それぞれの特徴を生かしながら、多様な保育ニーズに応えてゆくことが、これからの新居浜市全体の子育て支援の充実につながるものとする。

一方、「新居浜市行政改革大綱」や「集中改革プラン」に基づく長期展望に立脚した財政の健全化という観点からは、民間でできることは民間でという「民間活力の活用」と限られた財源を有効に活用し経費の軽減を図ることから、市立保育所の民営化は計画の取り組み目標となっている。

これらのことから、本市の民営化の目的は、『一つ目は、民営化した保育所で、より柔軟な特別保育事業の拡充を図る。二つ目は、民営化された公立保育園の人材を他の公立保育園で有効活用を図る。三つ目は、公私立保育所の相互交流・職員研修などにより市内保育所全体のレベルアップを推進する。四つ目は、民営化で削減された経費の一部で、子育て支援事業等を推進する。』などであります。なお、実施に当たっては、対象となる保育所の園児や保護者の不安感に配慮し、説明会、懇談会等を開催、ていねいなプロセスによる円滑な移行に努める。

保 育 所 民 営 化 の 方 法

1 民営化を行う保育所の選定

保育所を継続的、安定的に運営できる大規模保育所を対象とする。

園名	南沢津	八雲	中萩	新居浜	多喜浜	東田	大生院
定員	160人	150人	140人	120人	120人	120人	120人

以上7園のうち、多喜浜は平成17年から定員増、東田は平成16年から定員増になっているため定員確保の面で不確定なところがあること。また、大生院は当初入所時において定員割れとなっていることで、対象外とする。

以上の点を踏まえ、今回民営化する保育園は、南沢津保育園、八雲保育園、中萩保育園、新居浜保育園の4園とする。

2 民営化の手法

保育所の運営だけを民間に委託する「公設民営」の場合、市は施設の設置者として残るため、予算措置等市側の拘束を伴うことから、受託者の機動的な対応は制限される。また、国による運営費の一部（民間施設給与等改善費＝民改費）が支給対象外となるなどの制約があるため、安定的な経営確保は困難となる。

これらのことを考慮し、民営化の手法は、保育所の設置主体、運営主体ともに民間に移行する「民間移管」とする。

3 移管先の選定

児童福祉法の改正により、これまで原則、地方公共団体、社会福祉法人に限られていた保育所の運営主体が、企業、学校法人、NPO等の団体、個人でも認可の対象となった。しかし、社会福祉法人以外の運営主体では保育所運営の実績評価が定まっていないなどの課題があり、公立保育所の移管先とする運営主体については、雇用面において市の活性化に通じることにも配慮し、市内の保育所の運営経験を有する社会福祉法人または財団法人を移管先の対象とする。

【選考の主眼点】

職員配置など保育環境の維持向上が図られる体制が確保できること。

多様な保育需要に対応するため、市が指定する特別保育事業を実施すること。

子育て支援事業に積極的に取り組み、保育需要に柔軟に対応してゆくこと。

なお、選定に当たっては、公募でプロポーザル（企画提案）方式を採用し、良質で高度な保育内容を確保するために、学識経験者等を構成員とした選定委員会を組織し移管先を選定する。

4 移管のための条件整備

移管に当たっては、次の条件整備を行う。

土地は、保育業務に供するとの条件で無償貸与とする。

建物及び物品は無償譲渡とする。ただし、民間移管に当たっては、点検・整備のうえ引き渡す。

5 職員の対応

民営化される4保育所に配置されている正規保育士(34人)、臨時保育士(36人)、非常勤職員(調理員)(19人)のうち、正規保育士は、基本的には公立保育園10園に配置換えとし、10園で雇用されている臨時保育士と入れ替わる。また、4保育園の臨時保育士と非常勤職員(調理員)及び公立保育園10園で民営化保育所の正規保育士と入れ替わった臨時保育士の雇用については、移管先法人へ積極的な正規職員としての雇用を要請し、継続した保育が実現できるよう努力する。

6 円滑な移管

移管に際しては、児童が安心して保育が受けられるよう、保育士等職員が入れ替わることによる入所児童への影響を解消することが必要で、事前に移管先法人の職員が児童の状況を把握し引き継ぎ保育を行うとともに、児童、保護者と保育者が面識を持つことにより、移管当初から円滑な保育が実施される必要がある。そのために、移管先法人の職員を移管前の公立保育所に受入れ、保育業務の引き継ぎを行う。

また、市(公立保育所)・移管先法人・保護者の三者懇談会を随時開催し、その中で質疑応答、意見交換などの内容は、積極的に情報開示する。

7 施設改修

移管に際し、次の改修工事が必要となる。

園名	改修内容
新居浜保育園	屋上防水・外壁塗装・人工芝張替
八雲保育園	屋上防水・廊下床仕上改修
南沢津保育園	屋上防水
中萩保育園	屋上防水・クロス張替・旧暖房機撤去

8 一般財源等の年度別推移

年 度	19	23	29
園 数	14	10	10
民営化に係る 歳入・歳出の差引額	294 百万円	266 百万円	197 百万円
単年度削減額	0	28 百万円	97 百万円
累 計 額	0	74 百万円	433 百万円

保育所民営化のスケジュール

1 計画的な移管

円滑な移行を考慮し、在園児・保護者の負担を最小限にするため、緩やかな移管を実施する。1園目は、18年度中に移管法人を決定し、19年度は施設改修、市（保育所）・移管先法人・保護者の三者懇談会や個別懇談会の実施、引き継ぎ保育を行ったうえで20年4月に民間移管とする。以後同様に21年4月に1園、22年4月に1園、23年4月に1園の順で移管する。なお、民営化後、一定期間はその成果を検証するため、第三者による評価機関を設け、経過観察を行う。

2 年次計画

実施年度	20年度	21年度	22年度	23年度
移管保育所	八雲保育園	南沢津保育園	中萩保育園	新居浜保育園

3 スケジュール

年 月	事 務 作 業	施 設 改 修
18年 5月	民営化基本方針案の決定（実施園・移管法人・移管条件・スケジュール等） 議会・4保育園・保護者への説明	
7月～8月	パブリックコメント実施 公私立保育所保護者説明会（4園以外）	

9月	パブリックコメント・市民意見検証作業	
10月	民営化基本方針の決定	
11月	民営化基本方針の公開（議会・広報紙・ホームページ）	19年度当初予算
12月	12月議会 条例改正 移管法人の応募基準の確定	民間移管実施園の修繕工事
19年		
1月	移管法人の公募 選定委員の決定	
2月	移管法人の選考	
3月	移管法人の決定	
4月～	市・移管法人・保護者三者懇談会（随時） 引き継ぎ保育（期間未定）	民間移管実施園の修繕工事発注
11月	20年度園児募集（広報紙掲載、12月受付）	
20年		
3月		修繕工事完了
4月	民間移管	

以上